

**令和5年度
指定障害福祉サービス等
指定障害児通所支援
事業者集団指導**

(事業運営上の留意事項)

令和6年3月

長崎市福祉部障害福祉課 総務企画係

1. 身体拘束廃止未実施減算について

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」13ページ

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ②身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の使用も可能）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する

【減算の取扱い】

- (施設・居住系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の **10%減算**
(訪問・通所系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の **1%減算**

【対象】 (施設・居住系サービス) …障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
(訪問・居住系サービス) …居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

2. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化について

厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」11ページ

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の使用も可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

【経過措置】 ※令和6年4月から義務化（令和6年3月31日で努力義務終了）

【参考】 厚生労働省「感染対策マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【対象】 全サービス

3. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の義務化について

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」15ページ

感染症及び非常災害の発生時における計画 （業務継続計画）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）実施＜※指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設は年2回以上＞

・令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

・ただし、「非常災害に関する具体的計画」「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないサービス※¹については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【経過措置】 令和6年4月から義務化（令和6年3月31日で努力義務終了）

【参考】 厚生労働省「業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

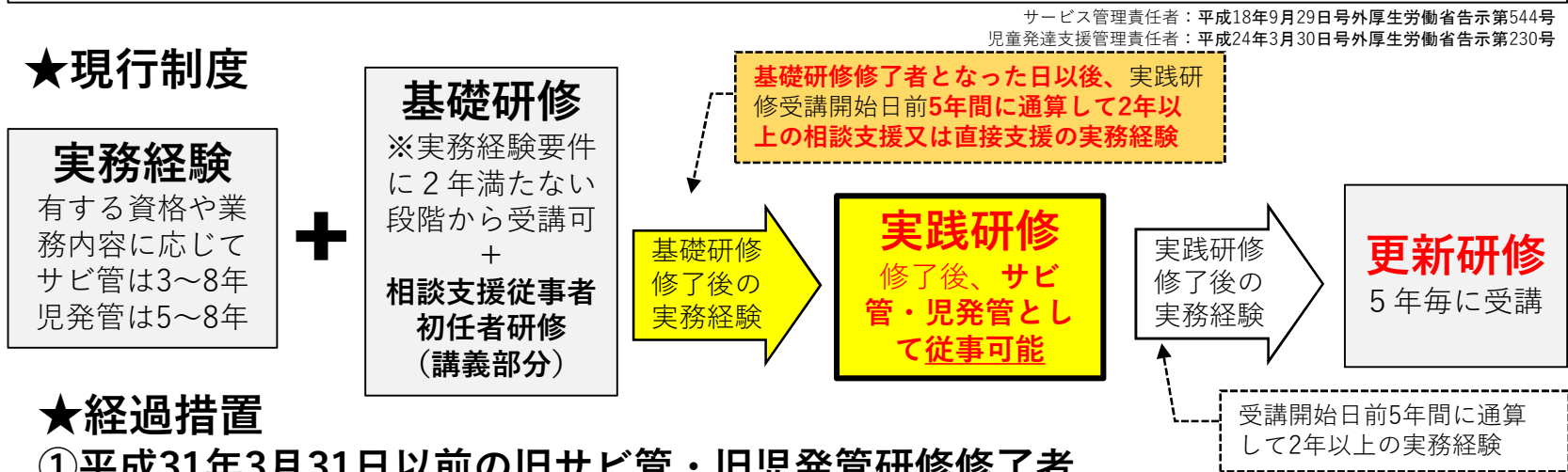
【対象】 全サービス

※¹居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(1) 資格要件について

★現行制度



★経過措置

①平成31年3月31日以前の旧サビ管・旧児発管研修修了者

→ **令和6年3月31日で経過措置終了。**

令和6年4月1日以降も従事する場合は**更新研修を修了してください。**

※H31.4.1までに相談支援従事者初任者研修を受講していない方は実践研修を修了してください。

②令和元年度～令和3年度までの基礎研修修了者

→ **基礎研修を修了した日の翌日から起算して3年間**

に限り従事可能。

基礎研修修了から3年以内に実践研修を修了してください。

※①②とも、実務経験があることと相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していることが前提です。

※例えば、令和2年10月に基礎研修を受講した場合、令和5年9月までに実践研修を修了していないと、令和5年10月以降は、実践研修を修了するまでサビ管・児発管への従事は不可となります。

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(1) 資格要件について

★「基礎研修」を修了しただけでは、サビ管・児発管として従事できません。

⇒次の①～③をすべて満たす必要があります。

①サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者研修

②相談支援従事者初任者研修（講義部分）

③実務経験（有する資格や経験した業務内容に応じて、サビ管は3～8年、児発管は5～8年）

★平成31年3月31日において旧サービス管理責任者（旧児童発達支援管理責任者）研修修了者については、**令和5年度（令和6年3月31日まで）に更新研修又は実践研修を受講**していなければ、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として**配置できません**ので、ご注意ください。

★【基礎研修修了者に係る経過措置】**令和元年度から令和3年度までの基礎研修修了者**が、実務経験要件を満たしている場合は、経過措置として、**研修を修了した日の翌日から起算して3年間**に限り、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、サビ管・児発管）としての業務に従事することができます。**実践研修の受講漏れがないよう**にご留意ください。

※例えば、令和3年10月に基礎研修を受講した場合、令和6年9月までに実践研修を修了していないと、令和6年10月以降は実践研修を修了するまでサービス管理責任者等の従事は不可となります。

★注意【要確認】 サビ管・児発管が未配置となる実例！

例1

令和元年度から令和3年度の基礎研修を受講し、その他実務要件を満たしてサビ管として配置されていたが、**基礎研修終了日後3年以内に実践研修を受講していない場合**

配置できません！！
経過措置によるみなしは基礎研修終了日後3年までです！
実践研修を修了してください。

例2

令和4年度以降の基礎研修を受講後、その他要件を満たし、**2年以上のOJT後の実践研修を受講しないまま、配置しようとしている場合**

配置できません！！
令和4年度以降の研修修了は経過措置の対象外です！
実践研修を修了してください。

例3

平成30年度以前に旧体系の研修を受講し、その他要件を満たしてサビ管として配置されていたが、**更新研修又は実践研修を受講せず、令和6年度以降もサビ管として配置しようとしている場合**

配置できません！！
経過措置によるみなしは令和5年度末までです！
実践研修修了してください。

★注意【要確認】 サビ管・児発管が未配置に係る減算！

欠如が発生した（する）場合は、事由にかかわらず、障害福祉課に必ず報告してください。

【サビ管・児発管の欠如に伴う減算】

① 人員欠如に伴う減算

欠如のあった月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

減算適用 1月日から4月目 30%減算

5月目以降 50%減算

②個別支援計画はサビ管・児発管が作成する必要があるため、サビ管・児発管の不在により個別支援計画未作成減算が発生する可能性があります。

③児発管を含む必要な従業者の員数の充足を前提とする加算も算定できません。（例：児童指導員等加配加算）

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(1) 資格要件について

★各事業所における現在のサービス管理責任者について、別添回答フォームに下記内容をご回答ください。

1 サービス管理責任者講習(直近で受講した研修を記載)

①研修の種類(更新・実践・基礎・H30年度旧体系)

②受講年月日

2 相談支援従事者初任者研修(講義部分)

①受講年月日

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(2) やむを得ない事由による欠如の取扱い

やむを得ない事由（※）によりサビ管等を欠いた事業所について、現行制度上、サビ管等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「やむを得ない事由」…サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **実務経験要件**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

欠如が発生した（する）場合は、事由にかかわらず障害福祉課に報告してください。

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(2) やむを得ない事由による欠如の取扱い

【手続きの流れ】

①欠如が発生することが判明した場合、速やかに長崎市障害福祉課へ連絡すること。その際、**みなし配置予定者の要件を確認し、速やかに求人を出すこと。**

②求人から1か月経過後、必要書類を郵送にて長崎市障害福祉課へ協議書を提出すること。

③長崎市障害福祉課からの回答後、10日以内に変更届出書を提出すること。

※適正な変更届を受理してから、長崎市障害福祉課から受理通知を送付します。

④求人の状況、サービス管理責任者等関係研修の受講状況、みなし配置期間経過後の対応等について随時報告すること。

その他詳細については以下URLの長崎市HPをご参照ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p023381.html>

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(3) OJT期間が6月以上で実践研修を受講しようとする際の留意点

【要件】

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の一連の業務に従事すること。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

届け出の方法、その他詳細については長崎市HPをご参照ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p023381.html>

5. 事業所指定申請・各種届出等について

(1) 新規指定及び指定更新の申請時期

- 指定日の2か月前が書類提出期限

(例) 指定予定日 : 令和6年 9月 1日
書類提出期限 : 令和6年 6月30日

- 指定は毎月1日。(月途中での指定は行いません)

- 書類提出から指定予定日までの間に、書類審査や事業所の現地調査(通所・入所系)を実施。

- 通所・入所系の事業所は建築指導課・消防局予防課へ必ず事前相談を行ってください。

- 事業所の建物が整備中でも書類提出は可能。ただし、指定自体は整備が適正になされた(建築基準法・消防法等関連法令への適合も含む)ことを確認した上で行います。
- 工事の遅延や追加工事の必要等が発生した場合は、完了後に指定。(当初の予定日に指定できないことがあります)

5. 事業所指定申請・各種届出等について

(3) 変更届・給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)の提出時期

- 通常の届出

届出の種類	届出の期限	算定開始
変更届	事実発生後10日以内 (入所系・通所系の移転については2か月前まで)	
体制等届出(加算届) (算定される単位数が増えるもの)	毎月15日以前 (土日祝の場合、その前の平日)	翌月
	毎月16日以降	翌々月
体制等届出(加算届) (算定されなくなる場合及び減算)	事実発生後速やかに (事前又は事後)	事実発生日 (特定事業所加算は 翌月から)

- 年度ごとの届出

届出の種類	届出の期限	算定開始
令和6年度 報酬改定に係る届出	令和6年4月19日(金)	4月
前年度の利用者数等の 実績に基づく加算・基本報酬 及び 従来から継続して実施する加算	令和6年4月15日(月) (※区分に変更がない場合は不要)	4月
<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> 共同生活援助の夜間支援等体制加算等は前年度の利用者数で単位数が変わるため、利用者数が変わった場合は提出が必要。 </div>		
(例) 共同生活援助の夜間支援等体制加算		

5. 事業所指定申請・各種届出等について

(4)各種申請・届出書のHP記載箇所 ※各種必要な書類の情報や様式はこちら

- 指定申請、サビ管届（OJT短縮、欠如）、事業廃止・休止届、変更届（加算・減算を除く）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p023381.html>

- 体制等届出(加算・減算届)（処遇改善加算除く）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p028919.html>

- 処遇改善加算等の届出

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p034383.html>

- 業務管理体制届

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/387000/p029348.html>

6. 業務管理体制の整備と届出について

(1) 業務管理体制の整備について

- 障害福祉サービス事業者等においては、法人単位で、法令に関する不正や違反が発生しないようにするための体制を整備する必要があります。
- 事業所の数に応じて、次の事項が求められます。
 - (1) 法令遵守責任者の選任（すべての事業者）※資格要件はありません。
法人役員、事業所管理者等が兼務可
 - (2) 法令遵守規程の整備（事業所数20以上の事業者）
 - (3) 業務執行の状況の監査（事業所数100以上の事業者）
- 法令遵守責任者の役割と業務内容（例）
 - ① 法令遵守についての方針を定め、従業者に周知する。
 - ② 法令等遵守のため、職員が法令等を理解する仕組みを整える。
 - ③ 人員基準及び運営基準等を満たしているか、各事業所で日々点検させる。
適宜、事業所の状況を確認したり、職員への聴き取りや報告をさせる。
 - ④ 毎月の報酬請求が、算定基準に則って適正に行われているか点検させる。
 - ⑤ 法令違反に関する苦情や相談等について、報告体制等を定めたマニュアルを作成するなどして、適切に報告が行われるよう徹底する。
また、検証や改善の仕組みを整備する。

6. 業務管理体制の整備と届出について

(2) 業務管理体制の届出について

- 業務管理体制の整備に関する事項は、届出の義務があります。
- 内容の変更については「届出事項の変更」の届が必要です。
- 特に、法令遵守責任者について、
事業所の管理者やサービス管理責任者等に変更がある場合には、
法令遵守責任者についても届け出る必要がないか確認してください。
- 届出先については、事業所の所在地に応じて次のとおりとなっています。
長崎市以外の場所にも事業所がある法人は、業務管理体制については、
県や国に対して届け出る必要があります。

指定を受けている事業所の所在地	届出先
長崎市のみ	長崎市福祉部障害福祉課
長崎市と長崎県内の他市町	長崎県保健福祉部障害福祉課
2以上の都道府県にまたがる場合	厚生労働省 障害保健福祉部監査指導室

7. 令和6年度からの処遇改善加算について

・届出様式・関係通知・作成要領等は、厚労省ホームページをご参照ください。

「福祉・介護職員の処遇改善」(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/minaoshi/index_0007.html

なお、**処遇改善加算についてのお問い合わせ**は以下の**厚生労働省相談窓口**までお願いします。

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00(土日含む)

8. 障害福祉サービス等情報公開制度について

(1)趣旨・目的

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して『①障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告』することを求めるとともに、『②都道府県知事等が報告された内容を公表』する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

(2)情報公表未報告減算の新設

令和6年4月1日から障害福祉サービス等情報公開システムにおいて、未報告となっている事業所に対して、「情報公表未報告減算」が適用されます。(サービスの種類によって、所定単位数の100分の10若しくは100分の5に相当する単位数を減算)

(3)障害福祉サービス等情報公開システムの登録状況の確認について

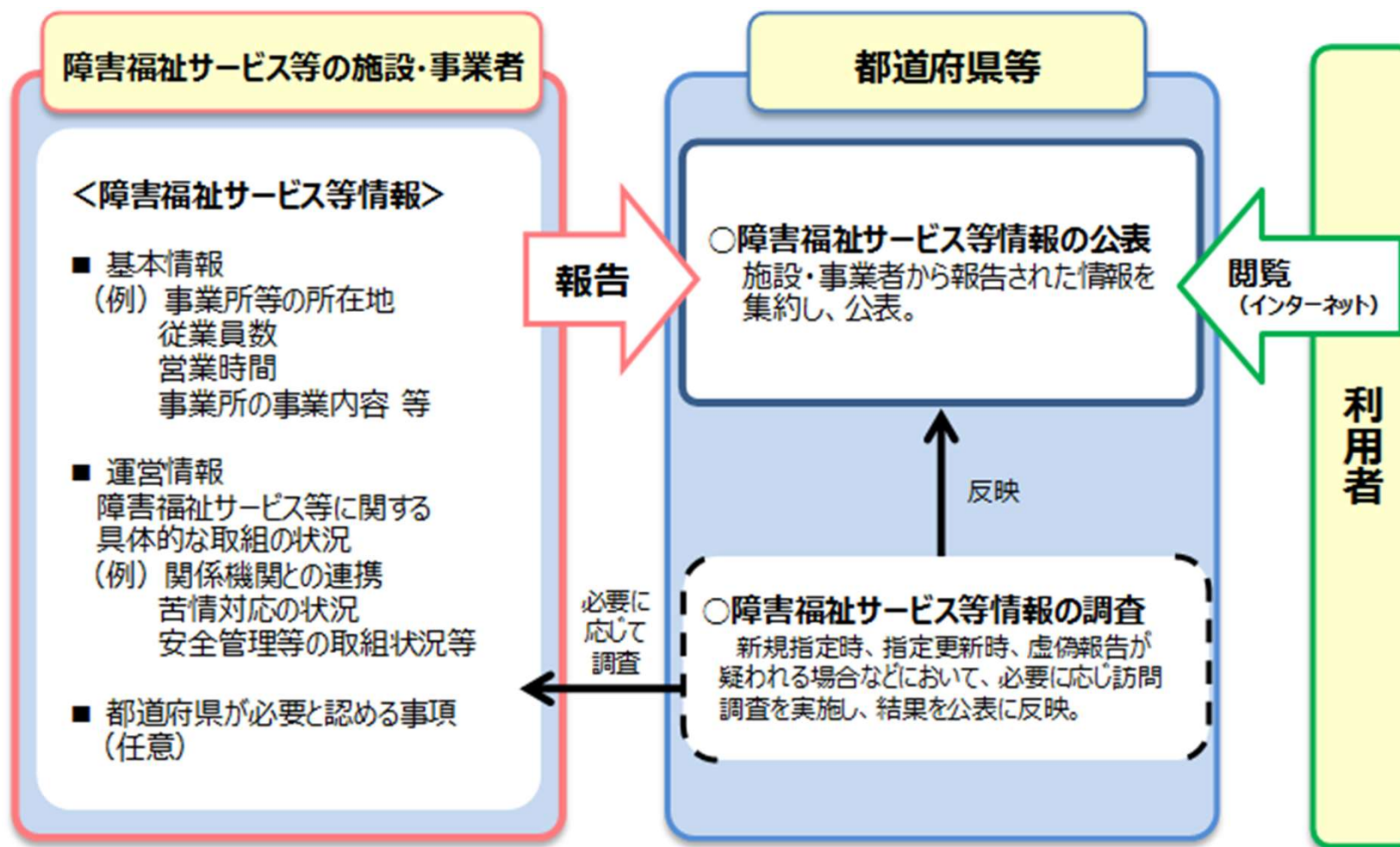
各法人(事業所)におきましては、現在指定を受けているサービスが全て上記システムに登録されているかのご確認をお願いします。登録がなされていない又は廃止(休止)しているサービスがあれば、下記アドレスまで報告をお願いします。

報告先: shoufuku@city.nagasaki.lg.jp

※法人名・事業所名・サービスの種類を入力の上、ご報告ください。

8. 障害福祉サービス等情報公開制度について

(4) 情報公開のイメージ図



【参考情報（厚生労働省のホームページ）】

（障害保健福祉関係会議資料について）

※令和6年3月:主管課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaijahukushi/kaigi_shiryou/index.html

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000020214_00009.html